平成27年９月29日

平成27年第３回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

（その３）

政　　策　　局

日米地位協定を環境面で補足する「環境補足協定」の締結について

1　概要

平成27年９月29日、米国において、日米地位協定を環境面で補足する政府間協定（以下「環境補足協定」という。）が日米両政府間で締結された。

締結された環境補足協定の主な内容は、次のとおりである。

(1)　環境基準

米国は、「日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）」を発出・維持し、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も厳しいものを一般的に採用。

(2)　立入り

日本の当局が次の場合に適切な立入りを行えるよう手続きを作成。

ア　基地で環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合

- 環境事故発生の通報を受け、日本側は現地視察を要請できる。
- 米側は、日本側の要請に対して全ての妥当な考慮を払い、可能な限り迅速に回答する。

イ　基地の返還に関連する現地調査を行う場合

- 返還日の150労働日前までの間、調査のための立入りが通常認められる。
- 日米間での合意があれば、150労働日よりも前の段階から立入り可能。

(3)　協議

協定の実施に関するいかなる事項についても、一方からの要請により、日米合同委員会での協議を開始。

(4)　情報共有

日米両国は、入手可能かつ適当な情報を共有。

2　経緯

日米地位協定には環境に関する規定がなく、これまで運用改善（日米合同委員会合意）により対応されてきた。

このため、県は、米軍基地が所在する主要な14都道県で構成する「渉外知事会」（渉外関係主要都道県知事連絡協議会）を通じて、日米地位協定に環境条項を設けること、及び日米地位協定改定までの間、環境特別協定を締結することを国に対し求めてきた。

平成20年８月	渉外知事会として、環境特別協定の締結を政府に要望
平成25年12月	日米両政府により「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表」がなされ、協議開始
平成26年４月	渉外知事会として、米軍基地の環境の管理に関する政府間協定の締結について特別要請
平成26年10月	環境補足協定の実質合意について日米共同発表
平成27年９月	環境補足協定の締結

3　県の対応

環境補足協定が実効性あるものとなるよう関係機関に対し働きかけていくとともに、引き続き、渉外知事会を通じて、日米地位協定に環境条項を設けること等について、国に対し働きかけていく。